

裁判所に書類を提出する際は、

「個人番号（マイナンバー）の**記載のない書類**」

の提出をお願いします。

前橋家庭裁判所

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）施行により、住民票、源泉徴収票などに個人番号（以下「マイナンバー」といいます。）が記載されたものが発行されることがあります。

家庭裁判所の手続では、番号法に基づくマイナンバーが必要になることは原則としてありません。また、マイナンバーによって当事者を検索したり、本人を特定することも一切ありません。

マイナンバーは、個人情報として非常に大切なものです。

住民票、源泉徴収票などを提出する際は、マイナンバーの記載のないものをご提出ください。

【Q&A】

Q1 どうしてマイナンバーの記載されている書類を出してはいけないのですか。

書類の効力に影響はないのではないですか。

A 家庭裁判所の手続において、マイナンバーが記載された書類が必要になることは原則としてありません。マイナンバーは個人情報として非常に大切なものですから、手続に必要な情報を家庭裁判所でお預かりすることは適切ではないと考えております。したがって、マイナンバーの記載されていない書類をご提出していただくようお願いいたします。

Q2 マイナンバーの記載のない書類はどのようにして入手すればいいのですか。

A その書類を発行している各機関にお問い合わせください。

Q3 家庭裁判所では、マイナンバーによって当事者の情報を検索したりできるのですか。

A そのようなことは一切できません。